

外郭団体との随意契約を継続する主な事業

契約局	契約名（事業名）	随意契約を継続する理由の概要
20 委託額（円）	契約先外郭団体名	
財政局	都市開発資金等による用地先行取得、市有地管理及び用地取得に関する業務委託	当該契約のうち、市有地管理等業務については一部競争性を導入するため、残る都市開発資金等業務を対象とした随意契約理由としている。 公共用地の取得業務は、権利者である相手方の同意が得られない場合には、土地等を強制的に取得できる制度が設けられているが、その条件として適切な損失補償基準の運用や厳格な行政上の手続を必要とすることから、民間では実施できない業務である。 土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、地方公共団体に代わって公共用地の取得、事業開始までの用地管理及び処分を行うことができる団体であり、他にこれら業務を実施できる団体がない。
93,706,818	名古屋市土地開発公社 * うち随意契約継続相当分 25,544,097	
市民経済局	南部と畜場衛生管理委託	財団法人名古屋食肉公社は南部市場における唯一のと畜解体事業者であり、血液の機器等への凝着の防止など衛生管理上の理由から、と畜業務と場内清掃及び機械・設備清掃は一体的に行う必要があるため。
52,291,081	（財）名古屋食肉公社	
市民経済局	南部市場冷蔵庫運転管理委託	財団法人名古屋食肉公社は南部市場における唯一のと畜解体事業者であり、枝肉、外気温や湿度など状況変化に応じたきめ細かい温度管理など品質管理上の理由から、と畜業務と冷蔵庫温度管理及び搬送設備管理業務は一体的に行う必要があるため。
27,990,690	（財）名古屋食肉公社	
市民経済局	と畜場情報管理委託	財団法人名古屋食肉公社は南部市場における唯一のと畜解体事業者であり、枝肉へのと体番号票の付与など品質管理上の理由から、と畜業務とと畜場情報管理業務は一体的に行う必要があるため。
5,791,065	（財）名古屋食肉公社	
健康福祉局	生活援助軽サービス事業委託契約、自立支援配食サービス事業における一部事務の業務委託契約	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 3 号に基づく随意契約 （高齢者等の就労支援等の観点から、随意契約によることができると規定されている）
14,876,920	（社）名古屋市シルバー人材センター	

契約局	契約名（事業名）	随意契約を継続する理由の概要
20 委託額（円）	契約先外郭団体名	
健康福祉局	シルバーハウジング生活援助員派遣業務委託契約	シルバー住宅に近接する福祉施設から生活援助員を派遣することを前提とした事業で、住宅に近接する施設を有する法人と契約しており、物理的な条件により契約相手方が限定される。
15,260,133	(福)なごや福祉施設協会	
子ども青少年局	緑丘青少年センター受付業務委託	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 3 号に基づく随意契約 （高齢者等の就労支援等の観点から、随意契約によることができると規定されている）
1,037,340	(社)名古屋市シルバー人材センター	
住宅都市局	市営住宅及び定住促進住宅収納事務委託	市営住宅（公営住宅を除く）と定住促進住宅分は、指定管理者制度へ移行するため、残る公営住宅を対象とした随意契約理由としている。 本業務は、公営住宅の家賃等の決定に係る業務及び入居者から家賃等を収納する業務である。 本業務のうち、家賃等の決定に係る業務は、公営住宅法に基づく応能応益家賃制度により毎年度入居者からの収入申告に基づいて行うものであり、管理代行業務に含まれる入居決定、使用権承継、同居承認といった業務と密接不可分である。 また、公営住宅の入居者は低所得者等の生活弱者世帯が大部分を占めるため、単純な収納にとどまらず、生活相談や居住指導などの複合的な問題を解決しながら業務執行にあたる必要がある。例えば滞納している世帯があった場合、世帯人員の転出届など必要な手続きが済んでいないために収入超過者と認定されてしまったことが理由であれば、各種手続きを行うための指導が必要となり、離職等に伴い収入が減少したことが原因なのであれば、減免等の相談にのることが必要となる。また家賃収納に問題を抱えている世帯は、相隣問題など他の問題を併せて抱えている場合が多いため、収納についての相談・指導のみ別会社が行い、その他の相談・指導については管理代行者が行うこととなると、その世帯の抱える問題の総合的な把握や解決が困難となる。 入居者の立場から見ても、家賃、修繕、各種手続きや申請などさまざまな問題を抱えているなかで、本業務についてのみ問い合わせ窓口が他の業者となることは、ワンストップサービスの維持ができなくなり、一度で済むはずの問合せが複数窓口で必要となったり、どの窓口問い合わせるべきか混乱が生じるなど多大な不便を強いられる。 さらに、本業務の一環として家賃等の決定に係る業務を行うためには、入居者についての所得、家族構成その他の膨大な個人情報を取り扱うことになる。 このように、業務の性格、入居者指導、入居者サービス、個人情報保護などの観点から、本業務は管理代行業務と一体で行う必要がある。 以上の理由により、本業務を行うことのできる唯一の業者として、管理代行制度により公営住宅の管理を行っている名古屋市住宅供給公社を選定するものである。
186,481,000	名古屋市住宅供給公社 * うち随意契約継続相当分 169,858,300	

契約局	契約名（事業名）	随意契約を継続する理由の概要
20 委託額（円）	契約先外郭団体名	
住宅都市局	特殊建築物等定期報告事務委託	本委託業務における定期報告とは、建築基準法第 12 条に基づき条例で指定する建築物についてその建築物の所有者又は管理者が、定期に有資格者に建築物の状況を調査させ、特定行政庁に報告する制度である。 本委託業務は、本来行政が行うべき業務の一部を委託するもので第三者の審査、不適合情報の管理など、公平性、中立性、信頼性が求められる。 そうした中、建築基準法に精通した職員が在籍している必要性に加え、他の県内全特定行政庁が財団法人愛知県建築住宅センター（以下、「当該団体」という。）へ委託して業務遂行をしていること、確認業務の民間確認検査機関のような制度が法律で整備されておらず、現状では当該団体以外に設立されている業者がないことから、本委託業務の唯一の相手先として当該団体を選定するものである。
9,030,000	(財)愛知県建築住宅センター	
住宅都市局	文化のみち榑木館、故春田鉄次郎邸及び旧豊田佐助邸活用・管理業務委託	文化のみち榑木館は、指定管理者制度へ移行済みのため、残る 2 施設を対象とした随意契約理由としている。 本件は、歴史的遺産の保存活用によるまちづくりを目指す「文化のみち」事業の推進にあたり、旧春田鉄次郎邸及び旧豊田佐助邸の土地・建物を本事業の一環として隣接する当該両建築物の管理を一体的に行いながら保存活用を図っているものである。 本業務にあたり、財団法人名古屋都市整備公社は旧春田鉄次郎邸の所有者である春田氏と保存活用を前提とした賃貸借契約を締結している。また、公開業務については、常駐の拠点を旧豊田佐助邸に置き、隣接する旧春田鉄次郎邸と併せて来館者に対応し、清掃や樹木剪定についても一体的に行うこととしていることから、両建築物の管理を同一の業者に行わせなければ、経費の節減や効率的な管理に支障をきたし、業務の円滑な実施を図ることが困難となる。 以上の理由から、当該建築物を公開するための保存活用・運用業務を効率的かつ円滑に実施することができる唯一の業者として、(財)名古屋都市整備公社を選定するものである。
23,814,000	(財)名古屋都市整備公社 * うち随意契約継続相当分 15,334,024	

契約局	契約名（事業名）	随意契約を継続する理由の概要
20 委託額（円）	契約先外郭団体名	
緑政土木局	ガイドウェイバス専用道の駅舎 昇降設備の定期点検委託	ガイドウェイバスは道路としての高架構造物にバス走行施設を組み合わせた新交通システムである。本業務は道路施設である駅舎に接続するエレベーター18基、エスカレーター12基の維持管理（定期点検及び機械調整などの日常的保守業務）をガイドウェイバス運行会社に委託するものであり、対象の昇降設備の利用者はその大半がガイドウェイバスの乗降客である。 ガイドウェイバスの運行では、緊急時には駅務員の迅速な初期対応（閉じ込め事故時の早期救出など）が求められるなど、利用者の安全を確保するためにも常時の監視とあわせて日常的な設備保守を行う一元管理が不可欠である。 また、ガイドウェイバス運行会社に一元化することにより、定期点検における利用者への周知や、定期点検時の車椅子利用者など階段利用が困難な利用者へも適切に対応でき、市民サービス向上に寄与する。 左記団体では、ガイドウェイバス司令室にある駅監視システムにより、バスの運行時間に合わせた昇降設備の運転状況を常時把握することができる。 以上のことから、左記の団体と契約を行うものである。
20,403,705	名古屋ガイドウェイバス（株）	
緑政土木局	緑の協働事業実施業務委託	本業務は、本市とのパートナーシップによる、緑のまちづくり活動を行う市民活動団体の育成事業として、各種講習会、講座などの開催を実施して人材の育成を図り、また、協働活動の現場での資器材の提供、維持・管理、企画・運営などの支援業務などを委託するものである。 財団法人名古屋市みどりの協会は、都市緑地法に基づき、愛知県知事より「緑地管理機構」の指定を受けた愛知県内で唯一の公益法人であるとともに、本市と市民活動団体と協会の三者の協力による「なごやの森づくりパートナーシップ連絡会」を設立し、30団体（会員数延べ2500人以上）からなる市民活動団体の育成と活動を支援し、緑の保全と緑化を推進するための事業を行っている。 また、事業活動のひとつとして緑化基金制度を設け、市民活動団体への助成を始めとして民有地の緑化に対する助成活動や保存樹の保護事業に対する助成活動など、緑の保全と推進を図り、緑のあるまちづくり事業も行っている。 このように「市民と行政、企業とのパートナーシップを推進する」ための中核的な役割を担っている左記の団体と契約を締結するものである。
33,682,950	（財）名古屋市みどりの協会	

契約局	契約名（事業名）	随意契約を継続する理由の概要
20 委託額（円）	契約先外郭団体名	
緑政土木局	自転車等駐車指導業務委託 （その１）	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 3 号に基づく随意契約 （高齢者等の就労支援等の観点から、随意契約によることができると規定されている）
8,077,440	(社)名古屋市シルバー人材センター	
消防局	応急手当の啓発普及に係る講習 等の事務委託	本委託事業により、年間 12,000 人以上の市民が救命講習を受講しているが、民間医療機関や日本赤十字社など他の団体が実施している救命講習の実施状況では防災管理公社と同程度の受講者を達成することは困難であり、本事業を的確に実施できる団体は他には存在しない。
67,686,339	(財)名古屋市防災管理公社	
消防局	演奏による防火思想の普及高揚 に係る業務委託	本事業の履行のためには、単に高い演奏技術を有しているだけでなく、保有する防災知識を活用した幅広い視点での火災予防等の普及啓発能力が必要である。 本市域において、これら 2 つの分野のいずれにも精通している団体は他には存在しない。
60,991,412	(財)名古屋市防災管理公社	
消防局	防火管理者等の講習及び防災指導 に係る事務委託	本事業の履行のためには、火災予防に関する十分な知識と講習及び防災指導の実務に係る経験が必要となるが、本市地域においてはこのような要件に適する団体が他には存在しない。
28,376,732	(財)名古屋市防災管理公社	
教育委員会	スポーツ・レクリエーション活動の振興に関する事業及び学校施設開放事業等の実施にかかる事務等に関する契約	スポーツ・レクリエーション活動の振興のうち、名古屋シティマラソン事業、なごやマイ・スポーツフェスティバル、子どもスポーツフェスタを対象とした随意契約理由としている。 市及び当該外郭団体、その他民間団体による実行委員会形式で行う事業であるため、実行委員会に参加している当該外郭団体が事業を行うことが必要である。また、公的機関である警察や区役所、競技団体との折衝能力に長け、数年度にわたって検討が必要な事項について採算にこだわらず、継続的に実施可能な団体は事業団に限られるため。
426,923,635	(財)名古屋市教育スポーツ振興事業団 * うち随意契約継続相当分 37,221,010	

契約局	契約名（事業名）	随意契約を継続する理由の概要
20 委託額（円）	契約先外郭団体名	
教育委員会	名古屋市立名東高等学校学習開放管理業務委託	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 3 号に基づく随意契約 （高齢者等の就労支援等の観点から、随意契約によることができると規定されている）
1,342,917	(社)名古屋市シルバー人材センター	
上下水道局	水道メータ点検業務委託 （単価契約）	水道メータ点検業務委託については、現在、随意契約により行っているが、今後、一定割合において競争性のある契約方式を導入するため、随意契約を継続する分についての理由としている。 本業務は、お客さまのメータを定例的、継続的かつ効率的に検針し、水道使用の用途や業態など現地使用状況の調査・報告を行い、著しい使用水量増減の場合などにお客さまと直接対話し原因追及を行うなどのきめ細かな水量管理を行う業務である。 これらは、料金算定の基礎となる根幹的な業務であるとともに、水道事業者が果たすべき役割を担う公益性を有する業務であり、業務の実施にあたっては、局との密接な連絡調整・連携作業について適切に実施できる体制を有している財団法人水道サービスが唯一の事業者である。
567,312,027	（財）水道サービス * うち随意契約継続相当分 154,000,000	
上下水道局	給水装置工事道路分施工工事 （単価契約）	給水装置工事道路分施工工事については、現在、随意契約により行っているが、今後、一定割合において競争性のある契約方式を導入するため、随意契約を継続する分についての理由としている。 本業務は、公道下に埋設されている水道本管とお客さまの敷地内にある給水装置とをつなぐ引込管を布設する工事である。この工事は、お客さまからの申込みに基づきお客さまの費用負担により行われ、年間 6,000 件程度の工事を行っている。 財団法人水道サービスは、市内一円で工事を行う体制を有しており、低廉かつ公平な工事費の徴収が可能である。また、水道本管と引込管の接続部分に付属機器を用いない安価な工法を行う技能・技術を有しており、局と同等の施工能力を有する唯一の事業者である。
727,196,688	（財）水道サービス * うち随意契約継続相当分 513,586,079	

契約局	契約名（事業名）	随意契約を継続する理由の概要
20 委託額（円）	契約先外郭団体名	
上下水道局	営業所施行取付管工事 （単価契約）	営業所施工取付管工事については、現在、随意契約により行っているが、今後、一定割合において競争性のある契約方式を導入するため、随意契約を継続する分についての理由としている。
706,790,732	（財）水道サービス * うち随意契約継続相当分 508,225,935	本業務は、公道下に埋設されている下水道本管とお客さまの敷地内にある排水設備とをつなぐ取付管を布設する工事で、お客さまからの申込みに基づきお客さまの費用負担により行われるものである。 財団法人水道サービスは、水道・下水道の取付管工事の同穴施工を行う熟練した技能・技術を有しており、お客さま負担の工事費縮減、工期短縮や掘削土量を削減した環境への配慮を実現するなど、局と同等の施工能力を有する唯一の事業者である。
交通局	広告管理業務委託	本業務は公営交通の広告管理業務である。その履行にあたっては交通局の広告料金体系等、機密情報の保持のため、守秘性ととも、広告の受付、掲出承認、料金徴収等の一連の事務に公正性・公平性が求められる。守秘性と公正性・公平性を担保するためには、民間会社との資本関係のある団体に当該管理業務を履行させることはできない。 株式会社名古屋交通開発機構は、交通局１００％出資の団体であり、長年にわたり本業務の実績を有し、これまでに信頼性の高い成果を収めており、当該業務に要する要件を全て満たす唯一の団体である。
292,433,634	（株）名古屋交通開発機構	
交通局	市営交通資料センター運営管理業務委託	市営交通資料センター及びレトロでんしゃ館は、交通事業に関する資料を収集・保存し、市民・利用者に無料で公開している。 当該施設の主要な業務のひとつである「交通局に関する、歴史的に意義があり、重要又は貴重な資料その他交通関連資料の収集・整理・保存」は交通局に長年勤務した職員の経験則に基づいて初めて行えるものである。 また、「施設の案内業務」についても交通局事業の啓発の一環として位置付けており、同様に、市営こうつうの歴史や市営交通事業に従事した経験に裏打ちされた体験談を交えた解説等、幅広い知識を有した職員が不可欠である。 以上の要件を満たす職員を有している事業者は、現状では株式会社名古屋交通開発機構のみである。
32,033,952	（株）名古屋交通開発機構	

契約局	契約名（事業名）	随意契約を継続する理由の概要
20 委託額（円）	契約先外郭団体名	
交通局	視覚障害者用地下鉄アクセスガイドの企画作成配布等業務	社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団は、視覚障害者の専門的な訓練教育機関であるとともに、視覚障害者とのネットワーク形成を担っている。 また、本業務を履行するには、複雑な地下鉄空間施設を視覚障害者に適切に案内できる幅広い知識や経験を必要とする。(福)名古屋市総合リハビリテーション事業団は、長年にわたり本業務の実績を有し、幅広い知識や経験を保有している。 以上のことから(福)名古屋市総合リハビリテーション事業団は地下鉄を利用する視覚障害者に対する適切な情報提供ができる唯一の団体である。
1,270,936	(福)名古屋市総合リハビリテーション事業団	